

うるま市耐震改修促進計画

平成22年3月策定

平成26年7月変更

令和6年3月変更

うるま市

用語の定義

本計画における用語の定義は下表のとおりとする。また、特に定めのない場合においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）同法施行令及び同法施行規則並びに関係告示の用語の例によるものとする。

旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手した建築物に適用される耐震基準。
耐震関係規定	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定。
住宅	一つ以上の世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造された建築物。建て方(一戸建・長屋建・共同住宅)、種類(専用・併用等)、利用関係(持家・貸家・分譲住宅等)を問わない。
耐震不明建築物	旧耐震基準による建築物のうち、地震に対する安全性が明らかでないもの。ただし、昭和56年6月1日以後に増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替えの工事(耐震改修促進法施行令第3条各号に該当する場合を除く)に着手し、検査済証を受けたものは該当しない。
既存耐震不適格建築物	耐震関係規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存不適格建築物。
特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第14条各号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物で同法施行令第6条第2項及び第7条第2項に規定する一定規模以上のもの(要安全確認計画記載建築物を除く)。
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条第1号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物のうち、同法施行令第6条第2項に規定する一定規模以上のもの。なお、新耐震基準及び旧耐震基準は問わない。
要緊急安全確認大規模建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法附則第3条及び同法施行令附則第2条に規定する不特定多数の者が利用する大規模建築物。
要安全確認計画記載建築物 (防災拠点建築物)	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なもの。
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物。

目 次

1. 基本方針	1
1. 1 目的	
1. 2 計画の位置づけ	
1. 3 基本方針	
1. 4 沖縄県における過去の地震	
1. 5 沖縄県付近の地震分布	
1. 6 想定される地震の規模、被害の状況	
1. 7 地震による揺れやすさ	
2. 耐震化の対象となる建築物	11
2. 1 耐震化の現状	
2. 2 耐震化を促進すべき建築物と目標設定	
2. 3 緊急輸送道路の指定	
2. 4 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路以外）の指定	16
3 耐震化の促進を図るための施策	18
3. 1 普及・啓発の促進及び支援	
3. 2 実施体制の整備	
3. 3 耐震診断及び耐震改修技術者の育成及び登録	
3. 4 耐震化の促進を図るための支援	
3. 5 総合的な安全対策に関する取り組み	
3. 6 その他、耐震化を促進するための取り組み	
4. 本市、沖縄県及び関係団体相互の連携	24
5. 耐震化を促進するための指導や命令等	25

別表

特定既存耐震不適格建築物一覧表	26
---------------------------	----

資料編

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
 ／ 令和3年12月21日国土交通省告示第1537号)
- (3) うるま市地域防災計画（第1編共通編 第3章 災害予防計画 抜粋）
- (4) 沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（H31.2）圏域図

1. 基本方針

1. 1 目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等から市民の生命及び財産を保護するために、建築物の耐震診断及び耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

我が国は、世界でも有数の地震国であり、近年では平成7年に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、その後の鳥取県西部地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など震度6以上の激しい揺れを伴う地震が立て続けに発生している。

特に平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、想定をはるかに超える揺れや大津波により、約2万5千人の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅及び建築物の倒壊等甚大な被害をもたらし、平成28年4月に発生した熊本地震では、これまで強い揺れが発生する確率が低いとされてきた地域において震度7が2度発生するなど、現在は日本国内においていつどこで大地震が発生してもおかしくない状況下であると考えられる。

本市では、その歴史的・地理的背景から、開放的であるものの、必ずしも耐震性に優れていない建築物が見受けられており、中でも昭和56年までに建てられた現行の耐震基準を満たしていない住宅・建築物等の耐震対策については、市民の生命及び財産の保護の観点から重要な課題である。

また、地震発生時における人命の保護や速やかな救助・復旧を可能とするため、災害応急対策における拠点施設、避難救護における必要施設、円滑な避難や救急・消防活動の実施及び避難者への緊急物資の輸送等の観点から特に重要である緊急輸送道路沿いの建築物を対象とした耐震化の促進は急務である。

本計画は、これらの課題に対応し、公共並びに民間の建築物の耐震診断及び耐震改修等を総合的かつ計画的に促進するためのものである。

○近年に発生した震度6以上の地震 (M: 気象庁マグニチュード)

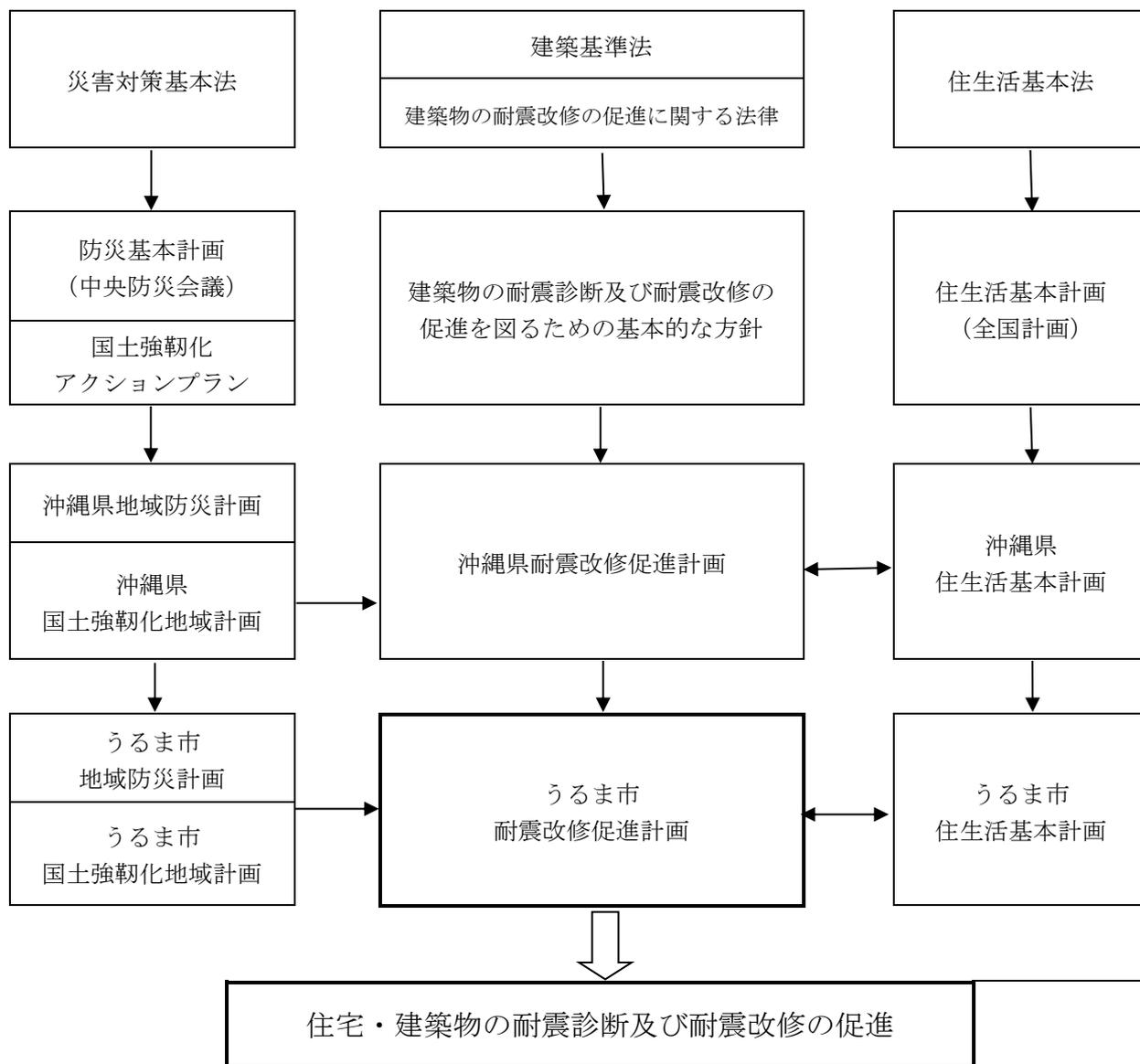
発生年月日	名称	M	震度	発生年月日	名称	M	震度
1995(H7)/1/17	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大地震)	7.3	7	2011(H23)/3/12	長野県北部地震	6.7	6強
				2011(H23)/3/15	静岡県東部地震	6.4	6強
2000(H12)/10/6	鳥取県西部地震	7.3	6強	2011(H23)/4/7	宮城県沖地震	7.2	6強
2003(H15)/5/26	宮城県沖地震	7.1	6弱	2011(H23)/4/11	福島県浜通り地震	7.0	6弱
2003(H15)/7/26	宮城県北部地震	6.5	6強	2011(H23)/4/12	福島県中通り地震	6.4	6弱
2003(H15)/9/26	十勝沖地震	8.0	6弱	2013(H25)/4/13	淡路島沖地震	6.3	6弱
2004(H16)/10/23	新潟県中越地震	6.8	7	2014(H26)/11/22	長野県神城断層地震	6.7	6弱
2005(H17)/3/20	福岡県西方沖地震	7.0	6弱	2016(H28)/4/14	熊本地震	6.5	7
2005(H17)/8/16	宮城県沖地震	7.2	6弱	2016(H28)/4/16	熊本地震	7.3	7
2007(H19)/3/25	能登半島地震	6.9	6強	2016(H28)/6/16	内浦湾地震	5.3	6弱
2007(H19)/7/16	新潟県中越沖地震	6.8	6強	2016(H28)/10/21	鳥取県中部地震	6.6	6弱
2008(H20)/6/14	岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	2016(H28)/12/28	茨城県北部地震	6.3	6弱
2008(H20)/7/24	岩手県沿岸北部地震	6.8	6弱	2018(H30)/6/18	大阪府北部地震	6.1	6弱
2009(H21)/8/11	駿河湾地震	6.5	6弱	2018(H30)/9/6	北海道胆振東部地震	6.7	7
2011(H23)/3/11	東北地方太平洋沖 地震(東日本大地震)	9.1	7	2019(R1)/6/18	山形県沖地震	6.7	6強
				2021(R3)/2/13	福島県沖地震	7.3	6強

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「うるま市地域防災計画（うるま市防災会議令和6年3月修正）（以下「市防災計画」という。）を補完し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成3年12月21日国土交通省告示第1537号）」（以下「基本方針」という。）に基づき、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するための具体的な施策の展開に当たっての基本計画となるものである。

本計画は、耐震改修促進法及び国が定めた基本方針並びに「沖縄県耐震改修促進計画」に基づき作成するものであり、本市における住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための具体的な耐震化の目標、施策、地震に対する安全性の普及啓発や措置等に関する事項を定め、市内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置づけることにより、着実な耐震化の推進を図るものである。

また、策定においては「うるま市国土強靱化地域計画」及び「市防災計画」等に定められている防災関連施策等を踏まえるとともに、うるま市住生活基本計画における住宅施策との整合を図るものとする。



1.3 基本方針

本市における住宅及び建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するにあたっては、以下の事項を基本とする。

(1) 対象区域

本計画は、うるま市全域を対象とする。

(2) 実施方針

本計画では、市内全域の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、令和 12(2030 年度)までを計画期間とし、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ効率的に実施し、定期的に計画の実施状況を検証した上、必要に応じて耐震化の目標や目標達成に向けた計画内容の見直しを図ることとする。

(3) 対象とする建築物

耐震診断及び耐震改修を促進する建築物は、耐震改修促進法に規定する下記の既存耐震不適格建築物を対象とし、これらのおり耐震化に向けて執り行っていくこととする。

○住宅

直接市民の生命・財産に関わるものであり、被災軽減に重要である住宅については、耐震化を促進する。

○民間建築物

地震による建築物の倒壊等の被害を防ぐため、建築物の耐震診断を促進し、特に耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断及び耐震改修を促進する。

○公共建築物

公共建築物は、災害時の活動拠点となる重要な施設が多いことから、率先して耐震化を行うものとする。

※耐震化：耐震診断の結果、耐震性が不足している場合に耐震改修工事を行うこと

1. 4 沖縄県における過去の地震

沖縄県においても過去に多くの地震被害を経験している。

周知のように、沖縄県の位置する南西諸島では、宮古島から与那国島までのいわゆる先島近海その他、鹿児島県の喜界島付近並びに台湾の東海岸付近において比較的活発な地震活動が認められており、沖縄県下では、溺死者1万1千人余を出した1771年の「八重山津波地震」の他、多くの地震を経験している。

また、津波においても、先島近海を震源とする地震が基となった津波の他、1960年のチリ地震津波（死者3人、家屋全半壊137棟、橋梁破損9箇所等）等南半球の地震の影響によるものや2011年の東日本大震災によるものなど、沖縄県内では地震による揺れを観測しなかったものの、津波警報が発令され観測されている事例も多数ある。

平成13年（2001年）から令和2年（2020年）までの20年間において、県内で震度1以上を観測した地震は1,466回あり、年平均約73回の発生となっている。

そのうちの7割は震度1だが、震度4が14回、震度5弱が3回（2004年、2010年、2018年）発生しており、近年、沖縄県周辺において人命に関わる大きな地震被害はないが、周辺には火山帯や複数のプレート及び断層が位置していることから、周辺地域の地震活動が今後も引き続き低いと判断するのは大変危険である。

なお、本県における過去の地震の発生状況及び津波警報の発令状況は以下のとおりである。

○沖縄県付近における主な地震被害（M：マグニチュード）

発生年月日	震源	M	震度	被害
1771/ 4/24	石垣島近海	7.4	—	死者11,861人（八重山9,313人、宮古2,548人） 家屋全壊3,229棟
1898/ 9/ 1	八重山諸島	7.0	—	石垣・宮古島で家屋半壊2戸、堤防破損1か所
1909/ 8/29	沖縄本島近海	6.2	—	那覇・首里で死者1人、負傷者10人 家屋半壊16棟
1911/ 6/15	奄美大島近海	8.0	6	奄美大島・喜界島で震度6、沖縄本島で震度5 死者12人、負傷者26人、家屋全壊422棟
1915 1/ 6	石垣島北西沖	7.4	4	石垣島で石垣崩壊105か所
1926/ 6/29	沖縄本島北西沖	7.0	4	那覇市で震度4
1926 8/ 7	宮古島近海	7.0	4	石垣市で震度4
1938/ 6/10	宮古島北西沖	7.7	4	平良港で棧橋流失
1947/ 9/27	与那国島近海	7.4	5	死者5人（石垣島1人、西表島4人） 山崩れ、地割れ、落石
1958 3/11	石垣島近海	7.2	5	死者2人
1960/ 5/23	チリ津波地震	9.5	—	死者3人、負傷者2人、家屋全壊28戸、 橋梁破損9箇所、道路決壊11箇所
1966/ 3/13	与那国島近海	7.8	5	死者2人、家屋被害4棟、 石垣崩壊23箇所

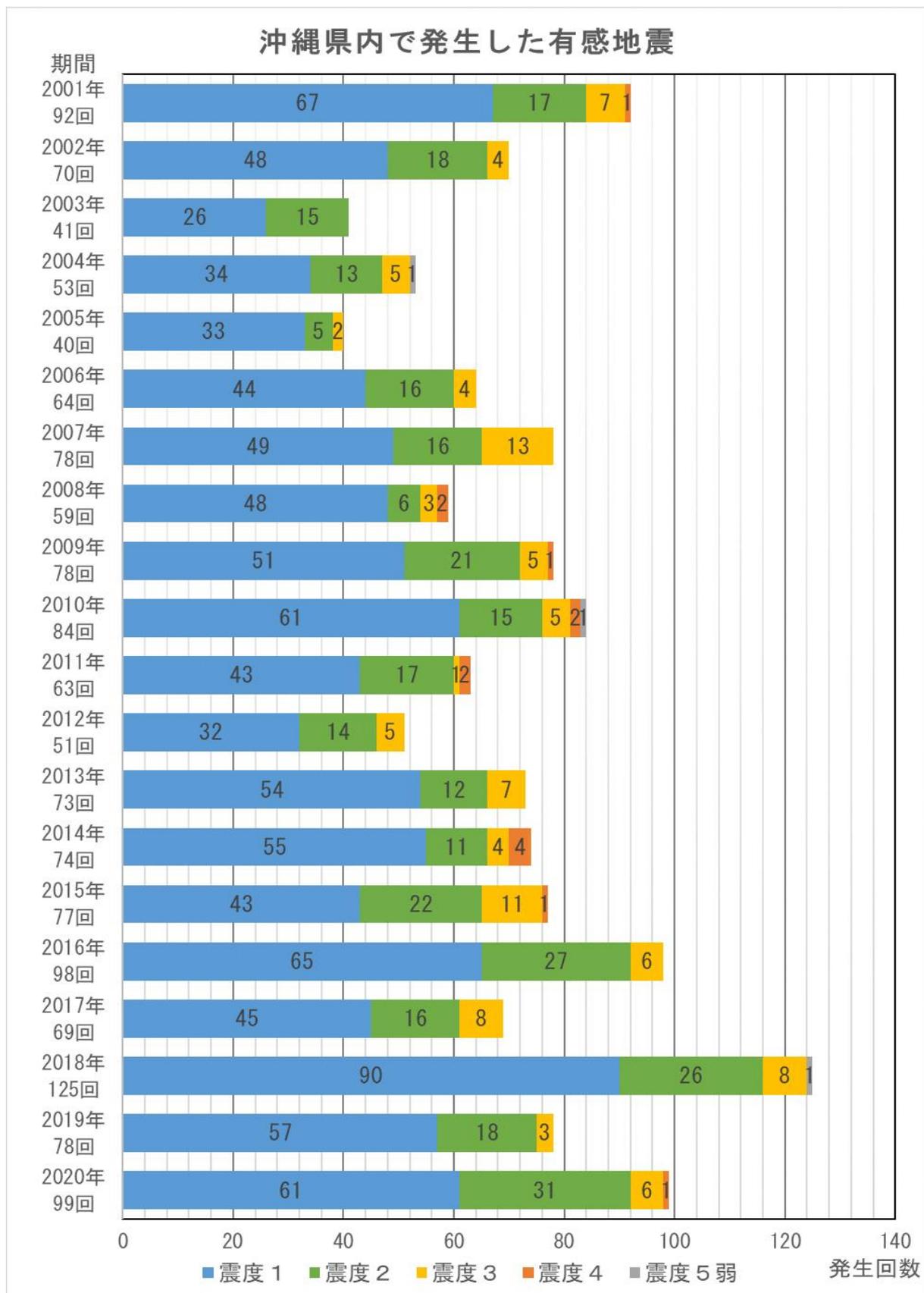
1992/10/14～ 1993 5/17	西表島近海	5.0	5	震度5（6回）をはじめ、統計1,336回の有感地震を観測
1998 5/ 4	石垣島南方沖	7.7	3	与那国・石垣島・宮古島などで震度3を観測
2000/11/14	西表島付近	4.9	5弱	西表島で震度5弱を観測
2004/10/15	与那国島近海	6.6	5弱	与那国島で震度5弱を観測
2010/ 2/27	沖縄本島近海	7.2	5弱	糸満市で震度5弱を観測
2011/11/ 8	沖縄本島北西沖	7.0	4	沖縄本島及び周辺離島で最大震度4を観測
2015/ 4/20	与那国島近海	6.8	4	与那国島で震度4を観測

出典：「沖縄県における地震・津波・火山噴火資料（沖縄気象台）」及び「気象庁防災気象情報」等を参考に作成

○沖縄県で警報が発令された地震津波（M：マグニチュード）

発生年月日	震央地名	M	警報発令地域	最大津波高さ
2001/12/18	与那国島近海	7.3	宮古島、八重山	10 c m
2002/ 3/26	石垣島南方沖	7.0	沖縄本島、宮古島、八重山	10 c m
2002/ 3/31	台湾付近	7.0	沖縄本島、宮古島、八重山	10 c m
2007/ 4/20	宮古島北西沖	6.7	宮古島、八重山	—
2007/ 8/16	ペルー沿岸	7.9	沖縄本島、大東島、宮古島	15 c m
2007/ 8/16	ニューギニア付近	7.5	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	12 c m
2009/ 1/ 4	石垣島近海	6.7	宮古島、八重山	—
2009/ 8/17	石垣島近海	6.6	宮古島、八重山	—
2009/ 8/17	サモア諸島	8.1	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	7 c m
2009/ 9/30	石垣島近海	6.5	宮古島、八重山	—
2010/ 2/27	沖縄本島近海	7.2	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	13 c m
2010/ 2/27	チリ中部沿岸	8.5	沖縄本島、大東島	34 c m
2010/ 3/11	東日本大震災	9.0	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	65 c m
2012/ 8/31	フィリピン諸島	7.6	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	6 c m
2013/ 2/ 6	サンタクルーズ諸島	7.9	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	9 c m
2014/ 4/ 2	チリ北部沿岸	8.1	沖縄本島	8 c m
2015/ 4/20	与那国島近海	6.8	沖縄本島、宮古島、八重山	—
2015/ 5/ 3	鳥島近海	5.9	大東島	3 c m
2015/ 9/17	チリ中部沿岸	8.3	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	13 c m
2015/11/14	薩摩半島西方沖	7.1	沖縄本島	—

出典：「沖縄県緊急輸送路ネットワーク計画（沖縄県緊急輸送路ネットワーク等策定協議会）」及び「気象庁ホームページ」等を参考に作成



出典：「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

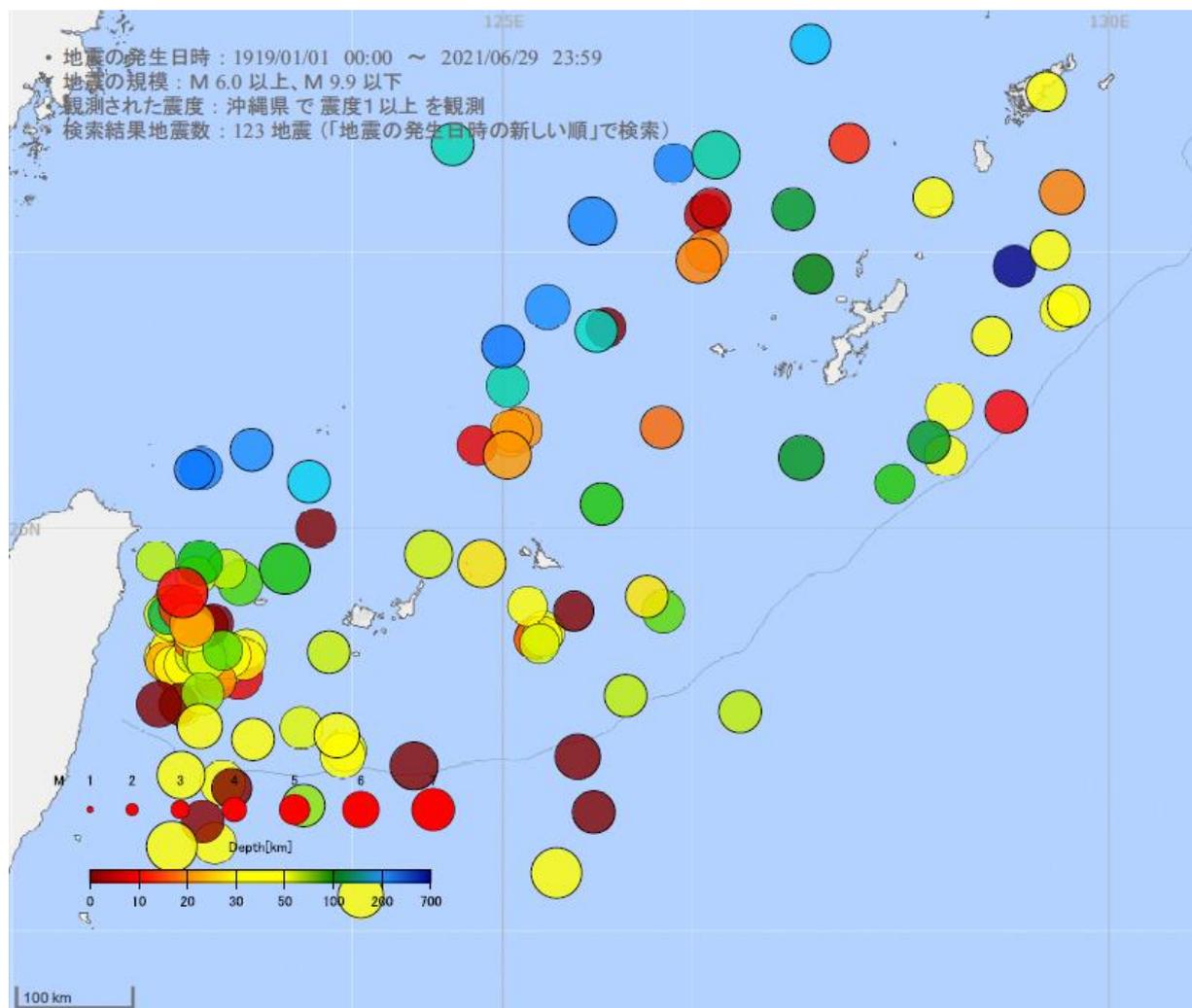
1.5 沖縄県付近の地震分布

沖縄県内及びその付近においても引き続き地震が発生している。

沖縄県耐震改修促進計画に示されているように、これまで奄美大島東方沖や沖縄本島南東沖、西表島南西沖などにおいてマグニチュード 6.0 以上の規模が比較的大きな地震が多数発生している。

特に平成 13 年（2001 年）から令和 2 年（2020 年）までの 20 年間に於いて計 44 回と年平均 2 回程度発生していることから、引き続き地震に対する警戒が必要となっている。

○沖縄県における過去の震源位置



出典：「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

1. 6 想定される地震の規模、被害の状況

沖縄本島及び先島地域を含めた各地域で想定される地震で甚大な被害が発生することが予測されている。

沖縄県耐震改修促進計画によると、沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、沖縄県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から海溝型や内陸型等 25 の想定地震を設定し、それぞれの地震における県内各地の被害分布状況を予測している。

同報告書における想定地震は、災害対策上の基礎資料とするものであるため、現時点の科学的知見で発生する可能性がある地震のうち、沖縄県に大きな被害をもたらす可能性があるものを設定している。

○地震・津波被害予測の想定地震一覧（M：マグニチュード）

想定地震	タイプ	M	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い(7)	前回調査 (平成21年度)より
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い(7)	
石川ー具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い(7)	
沖縄本島南部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い(6強)	
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い(7)	
西田川ーセナイ滝	内陸型	7.0	西表島において震度が強い(7)	
八重山諸島南西沖地震	海溝型	8.7	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	平成23・24 年度津波・ 被害想定 調査より
八重山諸島南方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
八重山諸島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
石垣島南方沖地震	海溝型	7.8	黒島において震度が強い(6弱)	
石垣島東方沖地震	海溝型	8.0	石垣島において震度が強い(6強)	
与那国島北方沖地震	海溝型	8.1	与那国島において震度が強い(6強)	
石垣島北方沖地震	海溝型	8.1	西表島、多良間島において震度が強い(6強)	
多良間島北方沖地震	海溝型	8.1	多良間島において震度が強い(6強)	
宮古島北方沖地震	海溝型	8.1	宮古島において震度が強い(6強)	
久米島北方沖地震	海溝型	8.1	久米島、栗国島において震度が強い(6強)	
沖縄本島北西沖地震沖	海溝型	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い(6弱)	
沖縄本島南東沖地震3連動	海溝型	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い(6強)	
八重山諸島南方沖地震3連動	海溝型	9.0	先島諸島広域において震度が強い(6強)	
沖縄本島北部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い(6強)	
宮古島スラブ内	内陸型	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が強い(6強)	
石垣島スラブ内	内陸型	7.8	石垣島市街地において震度が強い(6強)	
一律地震動による地震	直下型	6.9	沖縄県内全域において震度が強い(6弱)	前回調査

出典：沖縄県地震被害想定報告書及び沖縄県地域防災計画

○地震・津波被害量子測一覧（沖縄県地域防災計画）

注：（津波）の欄は全体数のうち津波が占める被害数

想定地震	死者【人】 （津波）	負傷者【人】 （津波）	要救助者【人】 （津波）	避難者（避難所内）【人】			全壊【棟】 （津波）	半壊【棟】 （津波）	上水道 断水【人】	下水道 支障【人】	停電 【軒】	通信機能 障害【回線】	都市ガス 停止【戸】
				直後	1週間後	1ヶ月後							
沖縄本島南部断層系による地震	173	7,083	5,074	17,153	35,885	22,577	13,610	30,639	242,587	204,106	22,438	36,087	22,438
伊垣断層による地震	147	7,244	4,952	17,534	38,406	19,422	13,375	32,499	290,965	217,921	27,177	37,512	27,177
石川一具志川断層系による地震	184	7,088	4,566	16,114	28,171	13,676	14,614	29,531	200,213	201,988	1,851	24,169	1,851
沖縄本島南部スラブ内地震	453	15,579	12,765	36,957	87,542	51,464	32,782	62,606	640,165	264,564	52,699	78,275	52,699
宮古島断層による地震	26	1,185	788	2,397	3,462	1,568	2,648	4,073	23,652	3,876	0	4,711	0
八重山諸島南西沖地震	26 (25)	584 (465)	35 (4)	625	394	225	329 (140)	834 (158)	196	4,477	0	626	0
八重山諸島南方沖地震	108 (107)	1,511 (1,354)	45 (8)	1,430	1,063	533	922 (721)	1,324 (446)	1,080	4,821	0	1,341	0
八重山諸島南東沖地震	93 (91)	2,560 (1,929)	146 (51)	5,381	2,648	1,256	1,466 (235)	5,293 (702)	12,769	143,117	897	617	897
沖縄本島南東沖地震	9,418 (9,349)	90,850 (86,192)	36,111 (33,800)	141,097	103,560	72,531	37,385 (28,189)	44,255 (20,659)	539,373	590,562	53,000	99,103	53,000
沖縄本島東方沖地震	6,337 (6,269)	59,359 (54,675)	7,819 (5,650)	81,377	80,288	53,721	25,151 (16,168)	38,356 (13,992)	488,878	276,396	8,112	53,533	8,112
石垣島南方沖地震	1,729 (1,727)	8,906 (8,774)	1,438 (1,423)	16,992	6,138	4,341	3,795 (3,547)	3,254 (2,694)	11,754	9,178	0	11,001	0
石垣島東方沖地震	2,150 (2,145)	9,800 (9,462)	2,100 (1,921)	18,546	7,865	5,502	5,066 (4,442)	4,076 (2,551)	15,075	13,510	0	13,872	0
石垣島北方沖地震	122 (118)	1,966 (1,645)	484 (366)	4,940	1,200	678	686 (188)	2,698 (931)	882	5,839	0	2,478	0
久米島北方沖地震	1,362 (1,324)	24,805 (23,453)	27,586 (27,109)	79,118	32,781	22,675	16,677 (12,654)	24,429 (15,408)	96,180	542,089	53,000	39,928	53,000
沖縄本島北西沖地震	641 (630)	11,995 (11,071)	1,627 (1,457)	21,632	10,092	5,559	6,426 (4,282)	11,928 (5,108)	25,535	195,186	1,150	6,983	1,150
沖縄本島南東沖地震3連動	11,340 (11,109)	116,415 (105,025)	47,092 (39,356)	178,501	152,397	105,539	58,346 (35,308)	70,714 (22,778)	775,977	629,135	53,000	137,860	53,000
八重山諸島南方沖地震3連動	2,432 (2,414)	15,213 (13,590)	2,457 (1,926)	27,117	17,970	10,233	10,666 (7,030)	12,954 (2,633)	79,112	183,779	2,131	19,129	2,131
沖縄本島北部スラブ内地震	182	8,529	4,240	19,008	59,258	29,048	14,791	40,291	518,909	233,564	9,924	42,664	9,924
宮古島スラブ内地震	18	1,039	585	1,987	2,811	1,263	1,995	3,958	18,276	5,269	0	3,906	0
石垣島スラブ内地震	17	702	397	1,383	1,186	692	1,163	2,920	412	5,219	0	4,180	0

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書及び沖縄県地域防災計画

1.7 地震による揺れやすさ

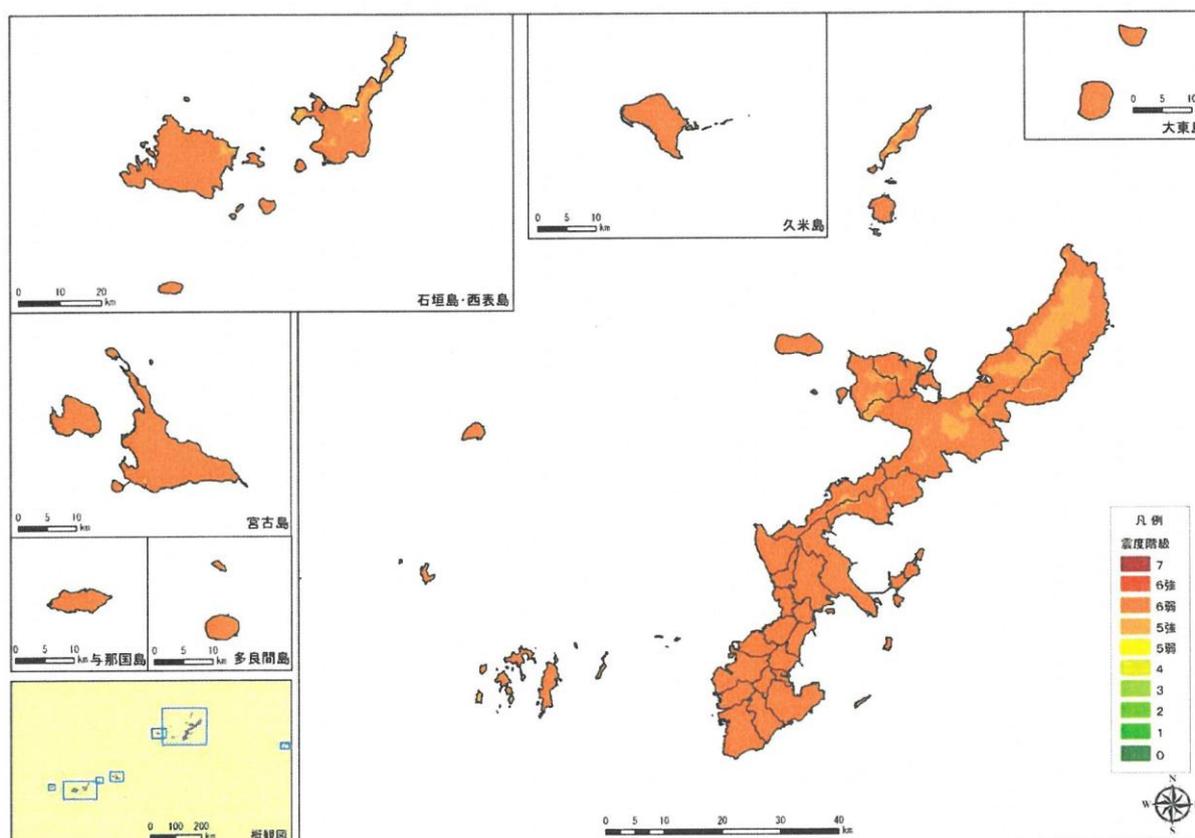
沖縄県でも揺れやすい地盤が広く分布しており、大きな揺れが予想されている。

沖縄県耐震改修促進計画によると、地震は、海溝型地震（プレート境界型等）や内陸型地震（活断層等）以外にも、被害を引き起こすものが発生することがあり、特に内陸では活断層が分布していなくてもマグニチュード6クラスの地震が発生する可能性がある。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、活断層が確認されていない地域で起こりうる最大級の揺れの程度を把握できるように、県内一律でマグニチュード6.9の地震が発生した場合の地盤の揺れやすさについて予測を行っている。

特に海岸線沿いや埋立地等で非常に揺れやすい地盤が多く存在しており、地震発生時に最大で震度5強～6弱程度の強い大きな揺れが発生することが予想されている。

○一律地震動による地震の震度分布（マグニチュード6.9、上端深さ5km）



出典：沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）

2.耐震化の対象となる建築物

2.1 耐震化の現状

耐震性能に問題があると懸念されている建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物等であり、耐震診断及び耐震改修を行う必要がある。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災での建築物の被害は、全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟を記録した。

国土交通省の報告によると、建築物の被害に占める「大破・中小破」の割合について、昭和56年以前の建築物では約65%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約25%と被害が大幅に減少している。

これは、昭和56年における建築基準法の改正により、建築物における耐震基準の抜本的見直しが行われた結果であると推測される。

また、平成28年に発生し、震度6以上を7回、震度7を2回記録した熊本地震における建築物の被害においても、全壊 8,667 棟、半壊 34,719 棟、一部破損 162,500 棟を記録しているが、建築物の被害に占める「大破」の割合は、昭和56年以前の建築物では46%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約15%と被害が大幅に減少しており、「無被害」の割合も、昭和56年以前の建築物では約5%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約31%と約6倍となっており、旧耐震基準と新耐震基準による建築物の被害の差は顕著に表れている。

阪神・淡路大震災を契機に平成7年に耐震改修促進法が制定され、市内でも建築物の耐震化を推し進めてきたことで、建築物における耐震診断等の実施実績は徐々に増えてきているものの、耐震改修の実績は未だ少なく、除却及び建替等により耐震化が進められているのが現状となっている。

今後、耐震化率の向上を図るためには、住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とし、うるま市及び沖縄県は耐震化支援のための環境整備と適切な指導を行っていく。

それを踏まえた上で、昭和56年以前の建築物について耐震診断を実施し、耐震性が不足するものについては、現状に応じて耐震改修や建替等を進めていくことが必要である。

(1) 住宅

平成30年住宅・土地統計調査によると、平成30年10月現在、総戸数が45,050戸あるのに対し、その内10,030戸が昭和55年以前の住宅であり、そのうち耐震診断によって、耐震性無しと判断される住宅は4,660戸と推測される。よって、耐震性のある住宅は40,390戸(89.6%)と推測*される。(※国の耐震化率の算定方法に準じて推測)

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

令和6年3月時点の本市における要緊急安全確認大規模建築物の総数3棟に対し、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は0棟、建替えにより耐震性を確保した建築物は2棟、用途を廃止した建築物は0棟である。よって、耐震性のあるものは2棟(66.7%)である。また、要安全確認計画記載建築物の総数5棟に対し、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は1棟、耐震診断により耐震性が確認できたものは4棟である。よって耐震性

のあるものは5棟（100%）である。

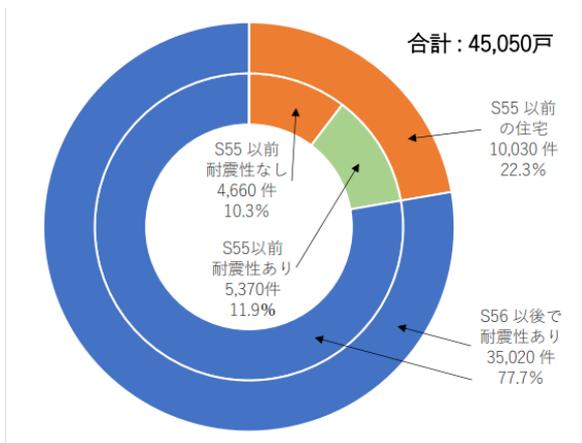
よって、耐震診断義務付け対象建築物については、総数8棟に対し、耐震改修等を行い、耐震性を確保した建築物は7棟である。よって耐震性のあるものは7棟（87.5%）である。

※耐震性：耐震関係規定のいずれかに適合する建築物又は耐震化を行った建築物

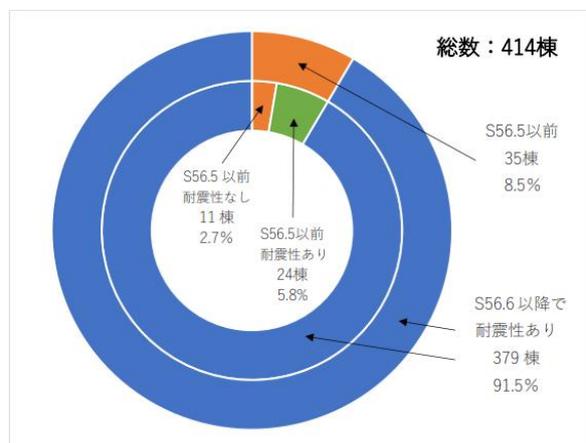
(3) 多数の者が利用する建築物

本市が行った調査によると、令和6年1月現在、多数の者が利用する建築物の総数が414棟に対し、昭和56年以前のもは35棟、その内耐震診断によって耐震性無しと判断される建物は11棟と推測される。よって耐震性のあるものは403棟（97.3%）と推測される。

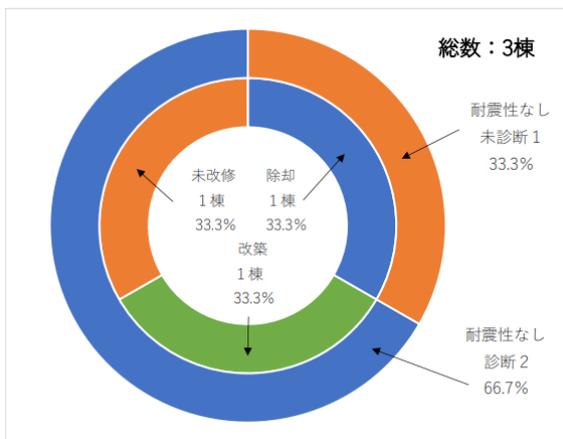
○住宅の耐震性



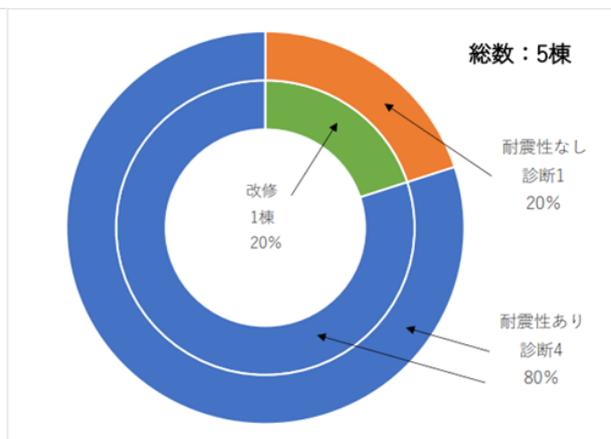
○多数の者が利用する建築物の耐震性



○要緊急安全確認大規模建築の耐震性



○要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）の耐震性



※ 国の耐震化率の推計値に基づき算定

2.2 耐震化を促進すべき建築物と目標設定

耐震化を促進すべき建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物並びに本市が所有する公共建築物として耐震化の目標を設定する。

国土交通省は基本方針において、住宅については令和12年度までに、耐震診断義務付け対象建築物については令和7年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標としている。

本市においても、同方針をふまえた目標設定を以下のとおり行うものとする。

(1) 住宅

本市における住宅の耐震化について、現状89.6%（平成30年度）となっており、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とする。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

本市における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率について、現状は87.5%（令和年度）となっており、改修や除却及び建替等を行い、令和12年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。

用途別の現行の耐震化率を次表に示す。

○耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率（R5年4月現在）

分類	要緊急安全確認大規模建築物	要安全確認計画記載建築物 (防災拠点建築物)	合計
建築物の 総数	3棟（うち2棟建替済）	5棟	8棟
耐震性不足 建築物	1棟	0棟	1棟
耐震化率	66.7%	100%	87.5%

(3) 多数の者が利用する建築物

本市における多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和 10 年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。

用途別の現行耐震化率を次表に示す。

○耐震診断・耐震改修を促進すべき多数の者が利用する建築物

令和 5 年 4 月現在

分類	ア.防災時の拠点となる建築物	イ.不特定多数の者が利用する建築物	ウ.特定多数の者が利用する建築物	
用途	庁舎、警察署、消防署、幼稚園、学校、病院、社会福祉施設、体育館等	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館等	共同住宅、寄宿舎、事務所、工場等	合計
建築物の総数	189棟 (107棟)	51棟 (14棟)	174棟 (36棟)	414棟 (157棟)
耐震性が不足している建物	1棟 (0棟)	1棟 (1棟)	9棟 (2棟)	11棟 (3棟)
現行の耐震化率	99.5% (100%)	98.0% (92.9%)	94.8% (94.4%)	97.3% (98.2%)

※ () 本市所有建築物

(4) 本市所有建築物

本市が所有する建築物のうち、学校及び市営住宅を除く多数の者が利用する建築物については令和 10 年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することとし、被災後の復旧活動の拠点となる学校については「うるま市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 12 月策定）その他建築物は耐震化の必要性が高い建築物から順次、耐震化を進めていくものとし、「うるま市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）（令和 5 年 3 月改訂）」における管理及び保全計画との整合を図るものとする。

2.3 緊急輸送道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路（緊急輸送道路）として、沖縄県耐震改修促進計画により指定された緊急輸送道路一覧を次表に示す。

「緊急輸送道路」とは、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路のことであり、道路の耐震性が確保されているとともに、災害直後にネットワークとして機能することが重要である。

○緊急輸送道路一覧（※沖縄県指定のうち本市区間に伴う道路）

機能区分	道路種別	路線名	区間（交差点）	延長(km)
第1次	主要地方道	石川仲泊線（県道73号）	うるま市赤崎1丁目～恩納村仲泊	3.0
第1次	一般県道	具志川沖縄線（県道33号線）	うるま市前原～豊原	1.1
第1次	港湾道路	臨港道路1号線	中城港湾新港地区	2.1
第1次	港湾道路	臨港道路3号線	中城港湾新港地区	1.5
第1次	港湾道路	臨港道路6号線	中城港湾新港地区	1.2
第1次	港湾道路	臨港道路7号線	中城港湾新港地区	0.3
第2次	国道（指）	国道329号	※うるま市石川～栄野比	7.7
第2次	主要地方道	伊計平良川線（県道10号線）	うるま市与那城平安座～海中道路西口交差点 海中道路西口交差点～うるま市平良川	12.0
第2次	主要地方道	沖縄石川線（県道75号線）	※うるま市江洲～石川東恩納	10.0
第2次	一般県道	県道6号線	※うるま市伊波～石川東恩納	3.7
第2次	一般県道	県道8号線	うるま市勝連平敷屋～与那城 金武湾港入口交差点～うるま市栄野比	8.5
第2次	一般県道	県道16号線	うるま市与那城西原～塩屋	3.2
第2次	一般県道	具志川前原線（県道33号）	うるま市具志川～豊原	2.9
第2次	一般県道	具志川環状線（県道224号）	田場交差点～うるま市赤野	2.8
第2次	一般県道	与那城具志川線（県道239号）	うるま市平敷屋	1.0
第2次	一般県道	石川池原線（県道255号）	うるま市赤崎1丁目～沖縄市後原	5.4
第2次	市町村道	うるま市道（18号線）	うるま市与那城平安座～沖縄出光油槽所入口	0.2
第2次	市町村道	うるま市道（100号線）	うるま市与那城平安座	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（103号線）	うるま市赤野	0.8
第2次	市町村道	うるま市道（2023号線）	うるま市みどり町～うるま市役所入口	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（2088号線）	うるま市赤野～具志川火力発電所入口	0.9
第2次	市町村道	うるま市道（6026号線）	うるま市宮里～県立中部病院入口	0.2

第2次	市町村道	うるま市道（東恩納2号線）	うるま市石川東恩納～石川浄水場入口	0.9
第2次	市町村道	うるま市道（東恩納25号線）	うるま市石川東恩納	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（石川11号線）	うるま市石川石崎～金武湾港	0.2
第2次	市町村道	うるま市道（石川56号線）	うるま市石川石崎～白浜1丁目交差点	0.3
第2次	市町村道	うるま市道（赤崎1号線）	うるま市石川赤崎～石川火力発電所入口	0.7
第3次	主要地方道	伊計平良川線（県道10号）	うるま市与那城伊計～与那城平安座	7.0
第3次	一般県道	浜比嘉平安座線（県道238号）	うるま市勝連浜～与那城平安座	1.4
第3次	農道	うるま市農道	うるま市与那城池味～与那城桃原	4.4

2. 4 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路以外）の指定

耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づき、「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、緊急輸送道路以外の避難道路一覧を次表に示す。

「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、緊急輸送道路以外の避難地や防災施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等について、道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進に努めるため「うるま市地域防災計画（平成6年3月）」の緊急輸送道路指定を活用し、第1次機能区分の道路を緊急避難道路として指定する。

○緊急避難道路一覧

機能区分	道路種別	路線名	延長 (k m)
第1次	市道	川崎ルーシー河線	1.7
第1次	市道	赤道江洲線	0.5
第1次	市道	兼箇段喜仲線	1.8
第1次	市道	平川赤道線	1.8
第1次	市道	安慶名西原線	1.0
第1次	市道	勝連2-1号線	0.9
第1次	市道	安慶名平良川線	1.5
第1次	市道	勝連3-5号線	0.4
第1次	市道	兼箇段尻川線	0.8
第1次	市道	具志川1047号線、1029号線	0.7
第1次	市道	具志川4015号線	0.8
第1次	市道	具志川126号線、226号線、6043号線	0.7
第1次	市道	勝連4-4号線	0.3
第1次	市道	勝連60号線	0.7
第1次	市道	与那城40号線	0.2
第1次	市道	具志川217号線	0.8
第1次	市道	勝連6-2号線、6-6号線、6-8号線	1.5
第1次	一般県道	県道224号線	0.6
第1次	市道	具志川217号線	2.4
第1次	市道	具志川5012号線	1.3

3 耐震化の促進を図るための施策

3.1 普及・啓発の促進及び支援

本市は、沖縄県及び建築関係団体と連携して、市民や建築物の所有者へ耐震化の必要性を周知するとともに、関連する情報の収集・提供に努めるために以下に施策を実施する。

本市は沖縄県及び建築関係団体と連携して市民や建築物の所有者に対し耐震化の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、取り組みへの支援をできる限り行う観点から、耐震化に関する各種補助制度や支援制度等の周知を図ることで建築物の耐震化を促進する。

(1) 耐震診断及び耐震改修関連の情報提供

毎年3月と9月に開催される建築物防災週間での立入調査や10月に行われる住宅月間及び違反建築防止週間に合わせた相談窓口の開設等の機会を通じて、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の促進に関する普及啓発や改善等の指導活動を引き続き実施するとともに、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、建築基準法第12条に基づく定期報告を活用し、耐震化をはじめとする地震防災対策について啓発や指導を進めていく。

(2) 耐震化に係るパンフレットの配布

建築物の所有者に対して耐震化を啓発するため、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修に関する助成制度等の周知を目的としたパンフレットをうるま市の建築担当窓口及び防災担当窓口や建築関係団体の耐震相談窓口に常時備え、配布することで建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を推進する。

(3) 地震ハザードマップの普及

地域の「地震時の揺れやすさ」及び「避難場所」等を明示した「地震ハザードマップ」の普及は、地震発生時における被害の見通し及び避難方法等に係る情報を市民にわかりやすく事前に提供し、平常時から防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できる。

現在、沖縄県における地震ハザードマップは「沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）」において25の想定地震により作成されている。

本市では「うるま市防災減災マップ（平成27年）」を作成し、市内全世帯に個別配布し、普及・啓発の促進に努めている。

(4) リフォームに合わせた耐震改修の推進

住まいの耐震化を図るには、増改築や省エネ、バリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事と併せて耐震改修を実施することが効果的である。

リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報を周知することで、耐震化の啓発に努めるものとする。

3. 2 実施体制の整備

本市は、沖縄県及び建築関係団体と連携して、市民の耐震診断・耐震改修に関する理解を深めるための相談窓口の設置や耐震診断評価機関の設置など、建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための実施体制の整備を図るものとする。

(1) 相談窓口の設置

市民や建築物の所有者が耐震化の理解を深め、必要な情報を得るための相談窓口を開設する。

ア 行政相談窓口

本市建築行政担当部署に相談窓口を設置し、耐震化に関する制度等、一般的内容について相談に応じるものとする。

イ 耐震相談窓口

耐震診断・耐震改修に関する専門的な情報の提供や耐震診断実施機関の紹介等を行うため（一社）沖縄県建築士事務所協会、（公社）沖縄県建築士会等の耐震相談窓口と連携を図る。

ウ 住宅相談窓口

住宅に関する耐震診断等の相談に対して、専門家による的確なアドバイスが受けられるよう、住まいの総合相談窓口を活用するなど関係機関と連携して相談窓口の設置を図る。

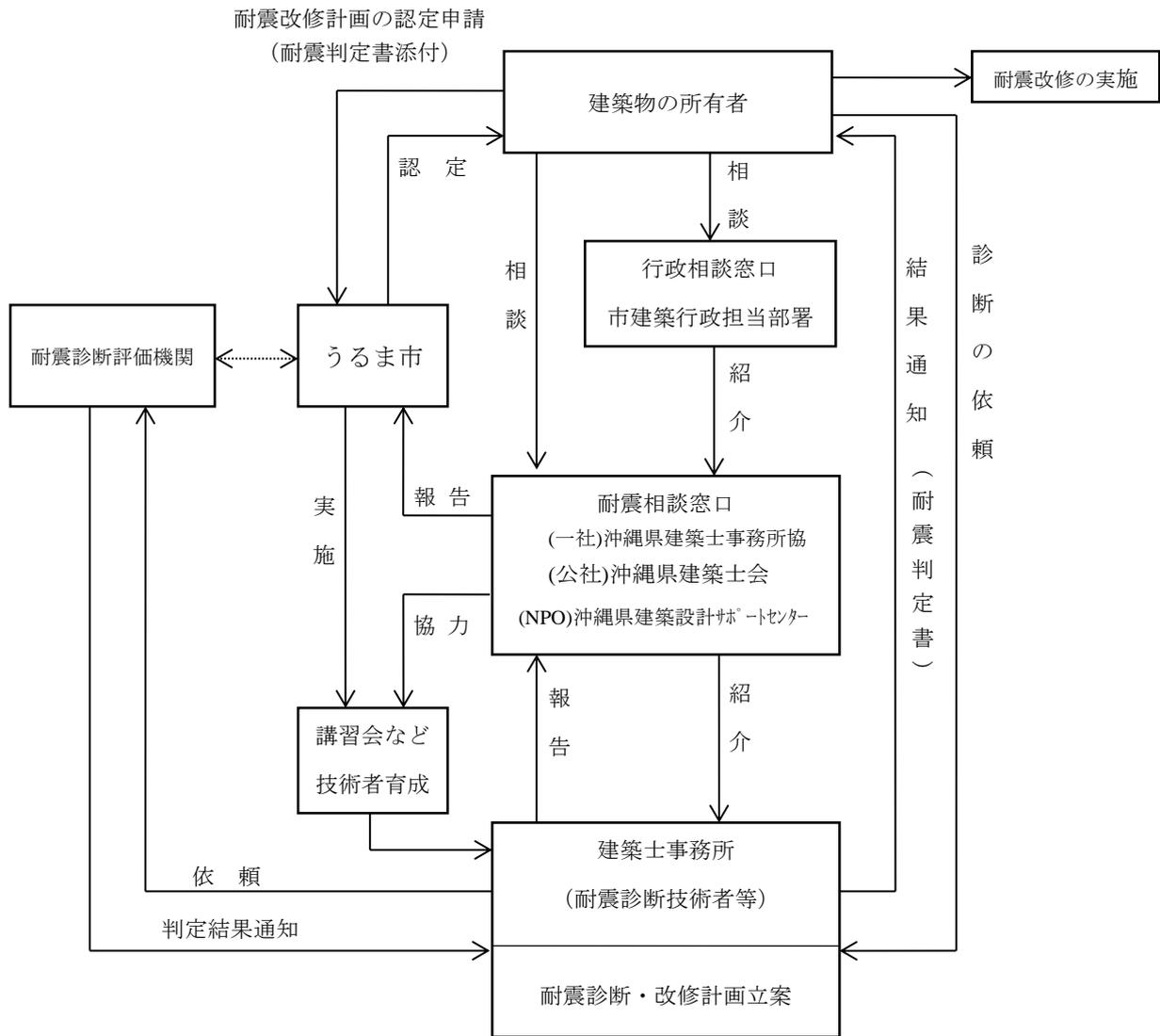
(2) 耐震診断及び耐震改修に関する実施機関の位置づけ

耐震診断及び耐震改修講習会の受講者名簿に登録された建築技術者が所属する建築士事務所を耐震診断等実施機関として位置づける。

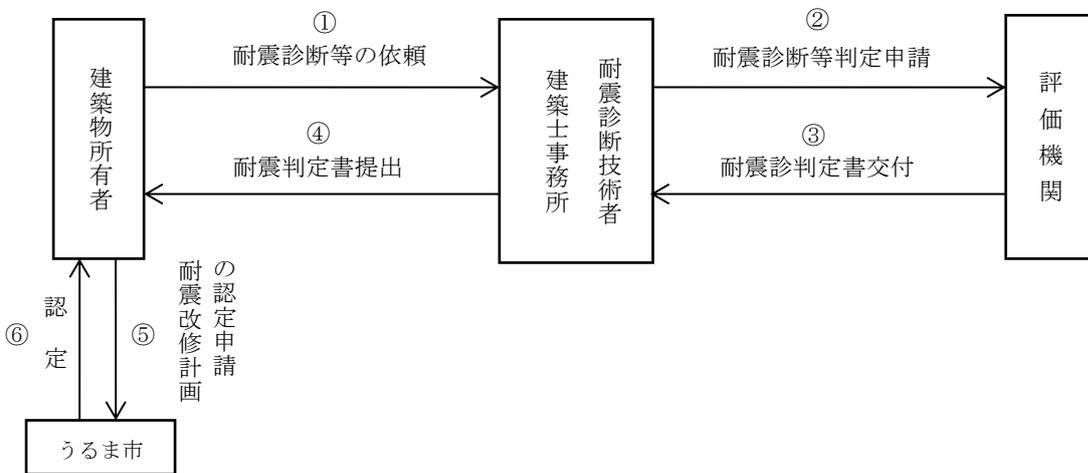
実施機関は、耐震相談窓口での紹介や直接の依頼に応じ、耐震診断及び耐震改修の計画を立案するとともに、耐震改修の終了までの一連の業務の管理を行う。

(3) 診断評価機関の設置

耐震診断及び耐震改修計画の妥当性を客観的かつ専門的に判断するため、学識経験者や構造専門技術者等で構成される評価機関を活用する。



実施体制のフロー図

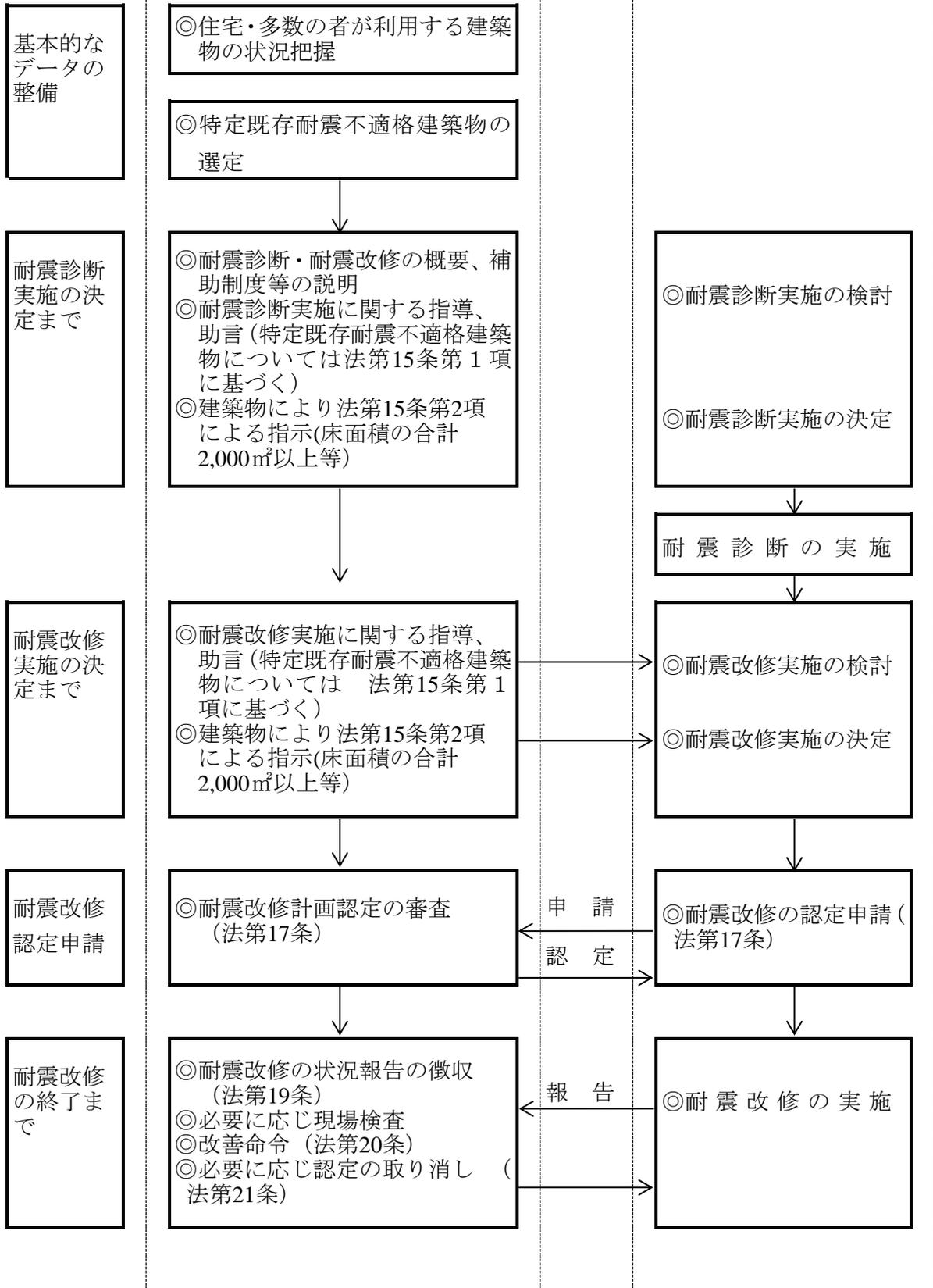


耐震改修計画の認定申請のフロー図

業務の段階

うるま市

建築物の所有者



※ 法：耐震改修促進法

建築物の耐震診断・改修の進行管理フロー図

3. 3 耐震診断及び耐震改修技術者の育成及び登録

本市は、沖縄県及び建築関係団体と連携して、耐震診断及び耐震改修に携わる技術者の育成を目的に耐震診断及び耐震改修講習会の開催協力や受講の促進を行うとともに、受講者の登録名簿を据え置き活用する。

本市は、沖縄県や建築関係団体と連携し、建築技術者に対し建築物の耐震診断及び耐震改修に必要な技術を習得させるため、これらの講習会の開催に関する協力や受講の促進を行う。また、講習会受講者の名簿を据え置き、一般市民の相談等に活用する。

3. 4 耐震化の促進を図るための支援

本市は、現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震化促進事業に要する経費の一部を補助し、国の税制、融資制度等の活用によって建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

住宅及び建築物の耐震化については、多額な費用を要する 경우가多いのが現状である。本市においては、国の補助制度を積極的に活用し、現行の耐震基準を満たさない住宅・特定既存耐震不適格建築物で行う耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成する補助制度を創設するよう努めるものとする。

3. 5 総合的な安全対策に関する取り組み

建築物の耐震化に加え、建築設備や敷地等の総合的な安全性を確保する。

地震時の対策は建築物の耐震性の確保だけではなく、窓ガラスの落下防止、外壁タイルの落下防止、ブロック塀の倒壊防止など総合的な対策が必要となる。

(1) 天井等の非構造部材、家具の転倒による被害防止

宮城県沖地震（平成 17 年 8 月）では、スポーツ施設において天井が落下し多くの負傷者が発生した。他にも家具の転倒による負傷者の発生や避難・救助の妨げになった事例が数多くあった。

以上のことから、建築物の所有者等に対し、非構造部材の施工状況の確認及び補修実施並びに家具の適切な配置等の地震対策を促すとともに、市民に対し講習会の開催やパンフレットの配布などにより周知することで効果的な地震対策の普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(2) 窓ガラスや屋外看板、外壁タイルの落下防止

福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月）では、ビルの窓ガラスが大量に割れ落下したが、幸い大惨事には至らなかった。

しかし、窓ガラス等の落下による通行人等への被害や避難時の妨げになる事例が十分予測されることから、市民に対し、その危険性を講習会やパンフレット等の配布により周知することでシーリング材の改善や屋外看板の補修の実施、外壁タイルの修繕など普及啓発につとめ、必要に応じた指導を行うものとする。

(3) エレベーターの安全確保

千葉県北西部地震（平成 17 年 7 月）では、多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じこめられるなど多くの被害が発生した。

以上のことから、既存エレベーターに対する安全対策を図るため、建築物の所有者等に対し、既設エレベーターに P 波感知型地震時管制運転装置等の設置を行うよう周知することで、安全確保についての普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(4) 地震に伴う崖崩れ及び擁壁倒壊の防止

地震による擁壁倒壊による建築物への被害防止や崖崩れの発生を軽減するため、擁壁に対する補修の推進及びびがけ地近接等危険住宅移転事業などを活用し、敷地の安全性の確保に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(5) ブロック塀等の倒壊防止

これまで、地震発生によりブロック塀が倒壊し、その下敷きによる死傷者の発生や、避難等に支障をきたした事例が数多くある。

以上のことから、市民に対し、その危険性を講習会やパンフレット等の配布により市民に周知することで正しい施工技術・工法の普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

3. 6 その他、耐震化を促進するための取り組み

建築物の耐震化や敷地の安全性の確保等以外にも、総合的な取り組みを行う。

(1) 中間検査、完了検査の徹底

新たに建築される建築物においても、施工不良等の防止を図るため、「沖縄県建築行政マネジメント計画」に基づき中間検査、完了検査の徹底を図るものとする。

(2) 地震保険の活用

地震により建築物が倒壊・破損した際に地震保険に加入している場合、その再建が円滑に進むことが期待できるため、パンフレットの配布、ポスターの掲示により地震保険の普及・啓発に努めるものとする。

4 本市、沖縄県及び建築関係団体相互の連携

建築物の耐震診断及び耐震改修を総合的に推進するため、本市、沖縄県及び建築関係団体は、それぞれの役割を相互の連携の下に展開するものとする。

本市における建築物の耐震診断及び耐震改修を総合的に推進するために、本市、沖縄県及び建築関係団体は、連携して下記の施策を展開するものとする。

(1) 沖縄県の役割

- ア 沖縄県耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断及び耐震改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 県有建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- オ 耐震診断及び耐震改修技術者の養成と登録
- カ 耐震診断及び耐震改修の普及、啓発
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(2) 本市の役割

- ア 市耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断及び耐震改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市有建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- オ 耐震診断及び耐震改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(3) 建築関係団体の役割

- ア 本市の耐震診断及び耐震改修の施策への協力
- イ 耐震診断及び耐震改修の普及、啓発
- ウ 耐震診断及び耐震改修技術の研鑽
- エ 適切な耐震診断及び耐震改修の調査、設計、工事の実施

5 耐震化を促進するための指導や命令等

本市は、耐震診断及び耐震改修を実施することが必要と認めた場合は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行うこととする。

(1) 耐震改修促進法に基づく指導・助言など

本市は、すべての特定既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第 15 条第 1 項に基づき必要な指導・助言を行うものとする。

そのうち一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物に対し、地震に対する安全性をはかるために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認めるときは、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指示を行うこととする。

さらに、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由無く、その指示に従わない場合は、同条第 3 項に基づきその氏名等を公表することとする。

ア 指導・助言の方法

すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性、耐震診断・耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行う。

また、所有者個人のみを対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対しても説明会を開催するなどの周知を図ることとする。

イ 指示の方法

必要な耐震診断・耐震改修を実施していない特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどの指示を行うこととする。

ウ 公表の方法

指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由なく耐震診断・耐震改修の指示に従わない場合、法律に基づく公表であることを明示した上で市の公報及びホームページへの掲載等によりその旨公表することとする。

(2) 建築基準法による指導、助言、勧告及び命令等の実施

特定行政庁は、建築基準法第 9 条の 4 の規定において、建築物の敷地や構造等について、損傷、腐食その他の他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険等のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の修繕、防腐措置等建築物の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができるとしている。

また、同法第 10 条においても第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 m²を超える建築物等について、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者、又は占有者に対して、当該建築物の除却、改築、修繕等保安上必要な措置をとるよう勧告、命令することができるとしている。

よって、前号ウにより公表を行ったにもかかわらず当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合、本市は速やかに当該建築物の指導、助言等を行い、必要に応じて除却、改築、修繕等を行うよう勧告及び命令を行うこととする。

特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第15条）	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（附則第3条）		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上				
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 階数3以上かつ5,000㎡以上		
ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上			
病院、診療所						
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館						
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿						
事務所						
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						

保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	